

岩国市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和4年12月27日

岩国市監査委員 平井 健 司

岩国市監査委員 品川 充 洋

岩国市監査委員 松川 卓 司

令和4年度第2回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業振興部 商工振興課、観光振興課、錦帯橋課、生産流通課、農林整備課、農林振興課、水産港湾課

3 監査の実施期間

令和4年10月26日から同年11月24日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、姫野敦子委員が令和4年10月31日付けで任期満了のため退任し、後任者として、松川卓司委員が令和4年11月15日付けで選任された。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和4年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和4年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。